

議提第2号

北本市議会基本条例の制定について

会議規則第14条の規定により、北本市議会基本条例を次のとおり提出する。

平成22年 3月17日 提出

提出者	北本市議会議員	大 澤 芳 秋
提出者	北本市議会議員	中 村 洋 子
提出者	北本市議会議員	中 山 敬 弘
提出者	北本市議会議員	現王園 孝 昭
提出者	北本市議会議員	金 子 眞理子
提出者	北本市議会議員	吉 住 武 雄
提出者	北本市議会議員	三 宮 幸 雄

北本市議会議長 高 橋 節 子 様

北本市議会基本条例

前文（理念）

私たち北本市議会及び市議会議員は、地方分権の一層の推進、少子高齢社会の到来、圏央道開通による地域力の向上という環境の変化を真正面から受け止め、新しい北本市の価値創造に向け決意を新たにしました。

私たちは、地方自治の本旨にもとづいて、北本市で暮らすすべての市民の「生命」、「健康」、「人権」、「財産」を守り、みどりを尊び、福祉の充実と教育・文化を育むために、多様な価値観を認め合い、自主・自立を基本に北本市の新しい価値創造をはぐくむ議会の権能を発揮することを約束する。

北本市は、昭和56年11月3日に「北本市民憲章」を制定している。市民憲章では、北本市民であることに誇りと責任を持ち、みどりに囲まれた健康な文化都市を築くため、「郷土を愛し、自然を大切にする」、「健康を願い、思いやりの心を育てる」、「教養を高め、きまりを守る」ことを宣言した。それは平成13年10月25日制定した「北本市児童憲章」とともに、私たち市議会は、北本市民と歩む理想のまちづくりに向けた理念として受け止めている。

いま地方議会は、地方分権の時代においては、憲法で示された二元代表制のもと、地方公共団体の運営に関し、立法機能と執行事務監視機能、政策立案機能を十分発揮しながら役割を果たすことを求められている。北本市議会は、このような地方議会の新たな潮流である地方分権や住民自治に対応し、北本市民の幸せを願い、その実現と持続的発展をつくりだすために、市民と連携し、創意と工夫を重ねる必要性を認識した。

この間、北本市の最高規範である北本市自治基本条例が制定され、議会の責務として、意思決定機関と市政運営の監視機能、市民の福祉の増進に努めることが規定されている。そのためには、議会の情報公開を図るとともに共有化に努め、議会・議員の活動の原則を示し、市民の参加・参画の条件と住民自治を基礎とした地方自治を担う北本市議会のありべき姿をここに定める。

（目的）

第1条 この条例は、北本市議会が市民にとって身近な地方政府の構成員として市民と連携し、市民のための議会及び議員の活動の活発化と充実に必要な議会運営の基本事項を定め、よって二代表制による議事機関たる責任を果たすことで地方自治の確立を目的とする。

(自治の基本原則)

第2条 議会及び議員は、次に掲げる自治の基本原則を尊重する。

- (1) 議員は、市民の直接選挙によって選ばれ、市民に代わって北本市政の選択と決定の重い責任を有することを常に自覚し行動するものとする。
- (2) 議会及び議員は、国や県と対等の関係にあることを自覚し、自治事務の政策判断に責任を持つものとする。
- (3) 議会及び議員は、地方政治が議会制民主主義と市民の直接民主主義が複合的に機能することを自覚して行動するものである。

(最高規範)

第3条 この条例は、市民の負託を受けた議員による市の意思決定機関である議会の最高規範であって、議会はこの条例に違反する議会の条例、規則、規定等を制定してはならない。

(会期)

第4条 議会の会期は、前期と後期の2会期制とする。

- 2 前期は2月下旬に始まり6月末まで、後期は8月下旬に始まり、12月中旬までとする。

(議会活動の原則)

第5条 議会は、市民主権を基礎に、常に公正性を重んじ、市民に開かれた議会であるためすべての会議の公開を原則とし、市民参画を推進する。

- 2 議会は、市民福祉の向上を目指し、議員、市長、市民等の自由な討論の場であるとの認識に立ってこの条例に規定するもののほか、この条例を踏まえて別に定める北本市議会会議規則及び委員会条例を継続的に見直すものとする。
- 3 議会は、全員協議会を設け、定例会議のほか必要に応じて議長が招集し開催する。また、全員協議会を協議機関として位置づける。

- 4 議長は、傍聴者に対し議案の審議資料等を提供するものとする。
- 5 議会は、議会活動のインターネット配信の拡充と議会だよりを充実させる。
- 6 議会は、議員個々の表決結果を公表する。

(委員会の活動)

第6条 委員会は、議長から付託された議案の審査に当たっては、執行部から詳細な説明を受けるとともに、より具体的な質疑を通して審査の適正化を図るため、執行部に資料の提出を求めることができる。

- 2 委員会は、委員外議員の申し出を受け発言参加の機会の保障に努めなければならない。
- 3 委員会は、議案審査の資料等を積極的に傍聴者等に公開するとともに、市民に対し分かりやすい議論を行うように努める。また、傍聴人から意見交換を求める申し出のあった場合は、委員長は委員会に図り意見交換の機会を設けることができる。
- 4 委員会は、会期中又は閉会中であるに係わらず、所管事務事項の調査審査を積極的に行う。また、所管事務事項の調査については、市民や団体との意見交換の機会を設けるよう努めなければならない。
- 5 委員会は、所管事務に係わる政策を立案し、委員会提案の拡大に努めなければならない。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、議会を言論の府であることと合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

- 2 議員は、自己の能力を高める研鑽に努めるとともに、議会活動や議員の政治活動について、広く市民に情報の提供に努めなければならない。

(市民との連携及び参画の推進)

第8条 議会は、市民との連携及び参画を推進し、自治を担う意思決定機関として、議会情報の公開・共有を図るとともに市民との意見交換や説明責任（パブリック・ヒアリング）を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、パブリック・ヒアリングとして傍聴者から発言を求められた時は、制限した時間の中で発言することを認めることができる。パブリック・ヒアリングの詳細は別に要綱で定める。
- 3 議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会を原則公開する。
- 4 議会は、市政に関わる諸課題の情報を公開し、市民の意見を聴取及び交換するため、予算審議及び決算審査の議会終了後、議会報告会を行うものとする。なお、議会報告会については別に実施要綱を定める。
- 5 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提言と位置づけ、請願においては請願者が、陳情においては提出者からの申し出があった場合に限り、本会議で意見を述べる機会を設ける。
- 6 議会は、採択された請願事項のうち、市の執行管理に関する事案について、請願者からの申し出により執行部から報告を受け、請願者に伝達するように努めなければならない。
- 7 議会は、会期中及び閉会中を問わず、市民との意見交換の多様な場を設け、市民からの政策提言の拡充を図るものとする。

(議会及び議員と市長等執行機関との関係)

第9条 議員と市長は、共に市民の直接選挙によって選ばれ、それぞれ独自の権能を有していることから二元代表制といわれ、相互に抑制・均衡（チェック・アンド・バランス）を働かせ、緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 議会は、議会費の予算を算定し、市長はその算定を尊重しなければならない。
- 3 市長等執行部が新規に条例を制定するときは、議案に規則（案）を沿えて提出するように努めなければならない。
- 4 議会は、議員と市長等との政策論議の場としての一般質問は、一括質問一括答弁方式と一問一答方式、その他の方式を北本市会議規則によって選択することが出来る。なお、一問一答方式の場合は、議長が許可した場合に限り、質問者に対し市長等が質問することが出来る。
- 5 議会と議員の政務調査活動に対し、市長等執行部及び職員は真摯に

対応し、積極的に協力しなければならない。また、議員は、閉会中に議長を經由して市長等に対し、文書質問を行うことが出来る。この場合は、市長等は文書によって回答するものとする。

6 議会は、市長が提案する新規事業や重要な政策について、議会審議の論点整理、その政策の水准确保、費用対効果及び後年度負担等事業の妥当性を推計するため、市長に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求める。

- (1) 政策・事業の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討結果
- (4) 総合振興計画における根拠と位置づけ
- (5) 政策決定への市民参加の実施の有無とその内容
- (6) 関係ある法令及び条例等
- (7) 政策経費の積算と財源措置及び後年度負担の推計

7 議会は、地方自治法第96条第2項を適用し、議決事件について、次のとおり定める。

- (1) 総合振興計画基本構想及び基本計画
- (2) 都市計画マスタープラン・環境基本計画・みどりの基本計画
- (3) 高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者自立支援計画
- (4) 次世代育成支援行動計画、教育振興基本計画（仮称）
- (5) 上記のほか議会が必要と認めた計画

（自由討議の拡大）

第10条 第4条の規定を重んじ、議長は、議論を通して議員相互間の理解を深める、自由討議の拡充を図る運営をしなければならない。そのため、説明員である市長等の会議等への出席要請を必要最小限にとどめるよう努めなければならない

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、市長提出議案及び市民提出政策等に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽し、合意形成を図るように努めるとともに、市民に対して説明責任を果たさなければならない。

（議員の公務及び公務災害）

第 1 1 条 議員の公務は、議長が招集した会議及び常任委員会、常任委員会の行政視察、議長により付託された閉会中の常任委員会継続審査と所掌事務調査活動、特別委員会、定例会の議案調査、議会だより編集会議、議長の代理として出席する行事への出席、議会へ出席要請された行事への出席、全員協議会、常任委員会協議会の他、議長に事前に届け出た会派会議、研修会、政務調査活動とする。

2 議員の公務災害補償の対象公務は、前項の要件を範囲とする。この場合は通勤のための往復途上を含める。

(議員の定数)

第 1 2 条 議員定数は議会が定める。定数は別に条例で定める。

2 議員定数は、行政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮すると共に、議員活動の評価等を客観的判断し議員が提案するものとする。

(議員報酬及び福利厚生)

第 1 3 条 議員報酬は別に条例で定め、改定は議員が提案する。

2 議員の報酬は、地方分権の一層の推進による、自治事務の増大に対応した議会活動を視野に、行政改革の視点だけでなく、議員活動の評価等踏まえ提案する。提案に当たっては市民の客観的な意見を参考に決定するものとする。

3 市民の意見を聴くために、議長の諮問機関として、議員の報酬審議会を置くことができる。

4 議会は、議員の福利厚生の実に努めなければならない。

(議員調査権の原則)

第 1 4 条 議員は、議長の許可を得て、地方自治法第 9 6 条に定める議会の議決を要する事項について調査権を行使することができることを原則とする。

2 議員は、調査権を行使して得られた情報の扱いについては、市の情報公開条例及び個人情報保護条例に基づくものとする。

3 議員は、議長に理由を付して申し入れ、許可を受けた場合、地方自治法第 9 8 条第 1 項を準用し、議会からの事務の管理、議決の執行及び出納を検査すること。また 2 項の監査委員に対する事務監査請求権

を準用し、事務の監査を監査委員に請求し、報告を受けることができる。

- 4 議長は必要に応じて請求事項について議会運営委員会の意見を聴き判断することができる。

(議会資料の収集及び議会図書室の拡充)

第15条 議会は、地方自治や議会及び政策に関する資料の収集に努め、その活用を図り当面の地方政治の課題に対応し、市民の負託に応えなければならない。

- 2 議会図書室は、独立した場所の設置に努めると共に、議会事務局員によるレファレンス活動を通して、議員の政策形成や立案、調査に資するように努めなければならない。

- 3 議会資料及び行政資料の収集と整理は、議会図書室と市立図書館が連携し、資料の充実や利便性の向上を図るように努める。

- 4 議会図書室は、議長の許可を得て市職員や市民に利用させることができる。

(議員研修の充実と強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力、議案調査及び執行監査能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家、研究者、市民等との研修会を年1回以上開催するものとする。

- 3 議会は、行政視察を議員研修の一環として位置づけ、視察目的、項目、期間等を事前に定め、参加議員が問題意識を醸成し、共有するように努めなければならない。

(政務調査費使途の適正化と会計の公開)

第17条 議員は、地方自治法第100条第14項の規定により政務調査及び研究のために、北本市政務調査費の交付に関する条例に基づき政務調査費の交付を受けることができる。

- 2 会計及び調査報告書は、公開する。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の負託を受けたものとして倫理性を常に自覚し、

自己の地位にもとづく影響力を不正かつ不当に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理規定は別に定める。

(議会事務局の体制)

第19条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実を図る。

2 議長は、議会事務局員を任命するに当たり、地方分権、地方自治を担う議会活動を進めるために、議事運営、調査、財政、政策法務等の専門知識と人数の確保を重視しなければならない。

3 議会事務局員は、常に議会運営の円滑化、政策形成及び立案に寄与するため、事務の執行を通じた研鑽と研修に努めなければならない。

(見直し手続き)

第20条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。